

UNIDO-JCM とJCM設備補助事業 の比較

2024年3月8日

比較事項		UNIDO-JCM	JCM設備補助事業
応募規定に関わる事項	対象国	アフリカのJCMパートナー国 (エチオピア、ケニア、セネガル、チュニジア) ただし、その他のアフリカ諸国については、新規パートナー国の二国間交渉と並行して採択を検討することを前提に、プロジェクトの申請を受け付ける。	JCMパートナー国 ただし、インド太平洋地域（具体的にはアジア地域及び島しょ国地域）及びアフリカ地域におけるパートナー国以外での事業の提案についても新規パートナー国に向けた二国間交渉と並行して採択を検討することを前提に提案を受け付ける。
	応募者	日本企業	日本法人（代表事業者） (民間企業、独立行政法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人)
		同時に応募して構わないが、両方の補助金を受け取ることはできない。	
	国際コンソーシアム	国際コンソーシアムでの申請可	国際コンソーシアム組成が必須。 代表事業者の日本法人と事業を実施するパートナー国法人（国営会社、地方自治体の応募可）
	資金支援形態	補助金	補助金
	1プロジェクト当たり 上限基準	総事業費の最大75%	当該国で初めて設備補助で導入される技術についてCO2削減に直接資する費用の50%上限、 2～4件目：40%上限、 5件目～：30%上限 (詳細は公募要領等を参照)
		最大約1億円 (USD建て)	原則として最大20億円 (円貨建て)
	応募先	UNIDO本部	執行機関：公益財団法人地球環境センター
	応募言語	英語	日本語
	応募書式	UNIDOによるCall for Expression of Interest（関心ある企業の募集）を参照	電子申請システムによる 添付書類の詳細は公募要領等を参照
	審査	UNIDO及び環境省が審査	執行機関及び環境省が審査
	費用対効果	費用対効果は、審査項目に含む。 足切りの基準はない	<4000円/tCO2であること
			(詳細は公募要領参照)
	応募時期	年度ごと。(詳細はUNIDOの公募要領参照)	年度ごと。4月より公募開始（詳細は公募要領参照)
建設期間	原則2年間 諸事情による延長は可能	採択年度を含め3年度以内	
NDC	パートナー国の気候変動政策（NDCやエネルギー計画）に合致する事業に加点	パートナー国の気候変動政策と合致することが基礎要件	
SDGs・人権等	SDGs・ジェンダー・人権にも配慮する。人権保護に関する法令・ガイドライン等の遵守を要件とする。 産業界における女性エンパワメントを一つの目的とする。	SDGsの実現に寄与する。ジェンダーガイドラインに沿っている。「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューデリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいる	
JCM関連手続き	方法論・PDD	環境省予算で支援	環境省予算で支援
	TPE費用	妥当性確認及び1回目の検証費用を環境省が支援	妥当性確認及び1回目の検証費用を環境省が支援
	(妥当性確認、検証の費用負担)		
	モニタリング期間	5年間以上	補助対象設備の法定耐用年数
	クレジット配分	貢献度合いに応じ、日本政府・対象パートナー国政府等の間で協議	
	検証回数	稼働開始から1年後に1回目の検証を実施。その後、2030年までの削減量にかかる検証を2031年に実施（モニタリング期間が2030年より前に終了する場合、その事業期間分まで）	
	MRVの責任所在	応募者（日本法人）	国際コンソーシアム構成員 代表事業者（日本法人）が取り纏める
	JCMプロジェクトの適格性確認	両国政府代表者から構成されるJCM合同委員会が確認	
対象GHG	エネルギー起源二酸化炭素を含む GHG		